

エコアクション21ガイドライン検討委員会（第2回）

議事要旨

1. 開催日時 平成23年6月2日（木）13:00～15:00

2. 開催場所 合同中央庁舎5号館 25階 環境省第5会議室

3. 出席者

（委員）

竹本 和彦 委員長、青山 直樹 委員、佐藤 泉 委員、
竹ヶ原 啓介 委員、千葉 貴律 委員、古田 清人 委員

（オブザーバー）

財団法人 地球環境戦略研究機関 稲村 徹氏

（環境省）

総合環境政策局 環境経済課 正田課長、東條課長補佐、猿田課長補佐

4. 議事

（1）開会

（2）議題1 エコアクション21ガイドライン改訂について

2 その他

（3）閉会

5. 配付資料

資料1 エコアクション21ガイドライン検討委員会 委員名簿

資料2 エコアクション21ガイドライン 2009年版（案）に関する意見の募集の結果について

資料3 エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版）（案）改訂案

資料4 エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版）（案）（新旧対比）

6. 議事要旨

○会議は非公開で行われた。

○環境省（事務局）より資料確認、議事内容について説明。

○オブザーバー参加の財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の稲村氏より「エコアクション21の認証・登録制度」の事業継承の進捗状況について説明。

○議題1について、環境省より「資料3 エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版）（案）改訂案」の内容説明と、パブリックコメントで寄せられた意見について報告。

【事務局からの説明を受けての委員からの主な意見】

・前回の議論を踏まえ確認となるが、中央事務局（実施主体）は複数存立する可能性はあるということによいか。（千葉委員）

→ガイドラインの要件に合致した団体が手を挙げてきた場合、具体的な取り扱いについては、ご専門の方々からご助言いただきながらと考えているが、それを排除するものではないと考えている。（正田課長）

・今回の認証・登録制度の事業継承にあたり、IGESでは入札を行ったが、継承団体は現在の事業を引き継ぐという前提で手を挙げたとすると、中央事務局が今後幾つもできることを想定して手を挙げたのかなど、その辺は大丈夫か。（千葉委員）

→現在のガイドラインでも、中央事務局を一つに限っているわけではない。前回の検討委員会の後、継承の意思表示をした団体に対して、環境省としての考え方を説明している。その上で、IGESによる評価、審査に進んだものと考えている。（正田課長）

・新たに中央事務局に手を挙げた団体を排除することは考えていないとすると、改訂案の2節（2）にある文書を出せば、とりあえずは問題なしということになるのか。（千葉委員）

→提出物のその中身について確認した上で、認証・登録事業を行うにあたり名称の使用が可能となるという流れを考えている。その際、ご専門の方からご指導いただくような場というのも考えて行かなくてはいけないと思っている。（正田課長）

・中央事務局の選定については、別途何か定めるという形にして、その中に文章や公正な委員会をつくるなど織り込む方が、安心なような気がする。IGESからの継承についても、その手続きに従ったということが、形の上で説明ができることになる。（千葉委員）

・中央事務局になろうとする者が、誓約書等を環境省へ提出をするだけでなく、提出した書類を受けて、環境省が審査をするなどの記述を、2節（2）の中に加えてはどうか。（古田委員）

→9節の名称使用の部分で、提出された文書の確認を環境省で行うとしている。その具体的な確認内容は形式ではなく、記載された内容になると思う。（正田課長）

・ロゴマークの使用については、継承した機関へ移るのか。（千葉委員）

→名称の独占的使用を避けるため、今回は承継財産から外し、IGESに当面留保する形になっており、最終的な取扱は調整中である。（正田課長）

・中央事務局が複数出たときに、事務局ごとにロゴマークを勝手につくっていいとかと、そういう話にはならないか。（千葉委員）

→それは、環境省が中央事務局に対して、使い方、条件をつけることになると思う。それに沿って、もう一度中央事務局で、地域事務局や実際に現在の事業者がこのマークの名称使用に関わる規定を定めていただくという形になるかと思う。名称使用の規程の中で盛り込むものとなる。（正田課長）

・「エコアクション」という言葉自体は、各方面で使われている気もするが、その点は大丈夫か。「21」が付くということになると、またちょっと違うのか。（千葉委員）

→「エコアクション21」の名称はロゴマークと一体で、環境マネジメントの認証・登録業務の範囲内での商標権として登録されている。名称を使ってよいということをもってガイドラインに必要な条件を書いていくことで、その前提としての文章の公正性などの確認という手順を踏むと考えている。（正田課長）

・名称の使用規定次第だが、環境省やIGESにとって看過できないような後発使用が起こった場合など、名称の使用自体を取り消す規定は入るのか。（竹ヶ原委員）

→入ることになると思う。（正田課長）

・運営に問題を起こした団体が、自ら告知してくることはまずないので、むしろ第三者的に、この中央事務局の事務の遂行には疑義ありと指摘を受けて、取り消しも場合によってはありうるといった、何らかの仕掛けを入れておくのはどうか。（竹ヶ原委員）

→中央事務局が複数になった場合には、あとは実施団体同士で相互監視をさせるというのが本当はいいのだろうと思っているが、それが本当になじむかどうかというのは疑問がある。ガイドラインの報告徴収や名称の使用で先ずは対応することとし、さらに今後の検討を進めていきたい。（正田課長）

・どこかの段階で、別会社がそういうクオリティの担保についての役割を負担する必要がある。環境省は後見人として、公共の立場からアドバイスをするという形が望ましいのではないかと。環境省自身が権利者としてライセンスをするとか、規制をするとか、差し止めをするとかというのは、法的にもまた現実論としても難しいと思う。今回の環境省の位置づけは、環境省自らが審査して、自らライセンスを与えるというよりは、後見人として関与するという意味に近いのではないかと。今の段階ではこういうふうにしておいて、それが将来、自由競争がなじむのか、あるいは1社にある程度任せたほうが安定するのかと、もう少し様子を見る必要があると思う。（佐藤委員）

→認証登録事業者も6,000社を超えてきたことを踏まえ、本格的な普及段階に入ってきたのかなということで、ある意味、一般的な仕組みとして今回考えていきたい。そういう意味で、今回移行に向けてのガイドラインの整理として、今後の必要な対応は、ある程度、事例を積み重ねていきながら発展させていきたい。（正田課長）

→このガイドラインは日進月歩で常に更新する性格のものである。したがって、先ほど佐藤委員からもあったとおり、今の時点でこれぐらいの記載が適切だと思われる。（竹本委員長）

○各委員からの意見を踏まえつつ、パブリックコメントを踏まえた改訂案については概ね原案通りと委員会の了解を得る。

○ガイドラインの改訂版については、6月中旬には公表をする旨を伝達。

以上